

広島県スキル整理ワーキンググループ運営要領

(名称)

第1条 本会は、「広島県スキル整理ワーキンググループ」と称する。

(設置目的)

第2条 本会は、県内企業等におけるDX進展で求められるスキル像を検討し、広島県リスクリング推進検討協議会が令和5年7月に取りまとめたスキル整理表を更新するとともに、スキル整理表の県内企業等における活用策を検討することを目的に設置する。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 広島県リスクリング推進検討協議会が令和5年7月に取りまとめたスキル整理表の更新に関する事
- (2) DX進展に伴う新たなスキルの調査・分析に関する事
- (3) 県内企業等のDX推進状況の把握に関する事
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第4条 本会は、県が別に定める者をもって構成する。

(役員)

第5条 本会には座長を置くこととし、その選出は構成員の多数決により決定する。

- 2 座長の職務遂行が困難となった場合には、その代理者を構成員から選出することとし、その選出は構成員の多数決により決定する。

(会議)

第6条 座長は、第3条の活動を行うため、必要に応じて会議を招集することができる。

(オブザーバー)

第7条 座長が必要と認めるときは、オブザーバーとして、本会の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(秘密保持)

第8条 本会の構成員及びオブザーバーは、本会に参加することで知り得た機密事項を外部に漏らし、また、無断で使用してはならない。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、広島県商工労働局人的資本経営促進課に置く。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年6月1日から施行する。